



# 社会福祉協議会、社会福祉法人における 居住支援の取り組みと課題

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 【報告内容】

### 1. 社会福祉協議会について

### 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み

- ①住宅確保要配慮者への相談支援や地域とのつながりづくり
- ②日常生活自立支援事業における支援
- ③死後事務のサポート
- ④居住支援法人、居住支援協議会

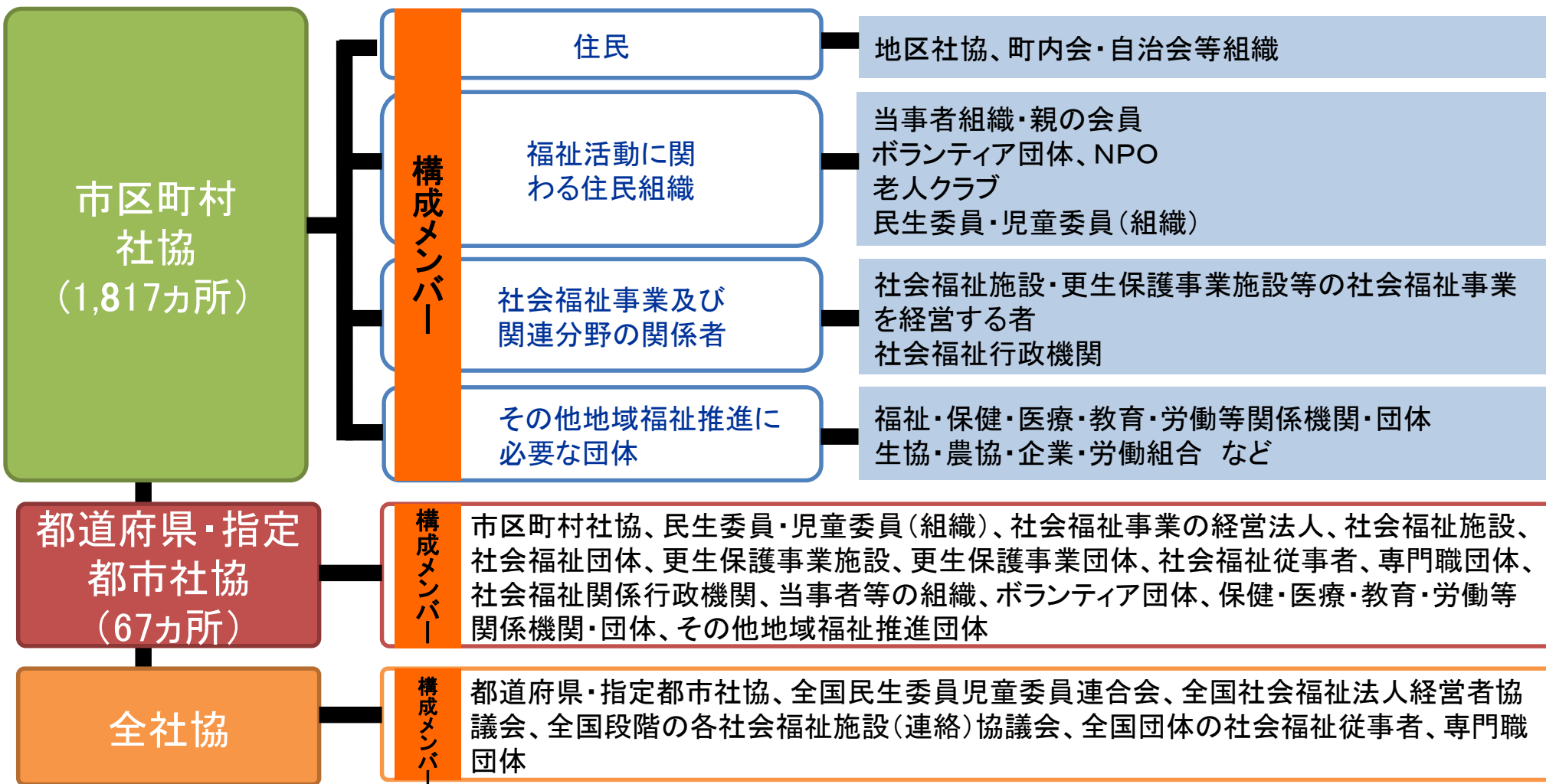
### 3. 取組事例(社会福祉協議会、社会福祉法人)

### 4. 居住支援の取り組みにおける課題

# 1. 社会福祉協議会について

## ① 組織

- **すべての市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に組織**されている民間非営利組織。
- 「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉法第109条に規定。



# 1. 社会福祉協議会について

## ②使命、活動原則

### 社協の使命 (市区町村社協経営指針)

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、**地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み**、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命とする。

### 社協の活動原則 (新・社協基本要項)

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動主体の原則
- ③民間性の原則
- ④公私協働の原則
- ⑤専門性の原則

### 活動の特徴

- ⇒住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- ⇒一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- ⇒幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)



### 誰もが社会参加できる地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一人として参加しやすい場づくりを進めています。

# 1. 社会福祉協議会について

## ③事業・活動



### 住民参加による地域福祉活動、地域づくりの推進 ( )内は実施率,全社協調べ

交流の場や居場所づくり(ふれあい・いきいきサロン等)

(89.5%、  
全国に87,733カ所)

- 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動
- 高齢者を中心としたサロンだけでなく、障害がある人のサロン、子育てサロン、ひきこもりの人が参加しやすいサロン等、多様な居場所づくりを実施。



見守り活動(小地域ネットワーク)

(60.5%、見守り総数3,819,765世帯)

- 小地域を単位として、高齢者や障害者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する取り組み。
- 電気・ガス・水道事業者、新聞販売店、生協、地域の商店等と連携した活動も広がっている。



住民主体の生活支援サービス  
(32.8%)

- 日常生活の困りごとに対応する、住民同士の支え合い活動。
- 低額の利用料を設定し、有償で行われる場合が多い(活動の継続性確保や依頼する側の気兼ねを取り除くため)。
- 配食サービス、移動サービス、清掃や草取り、電球交換、小規模修繕等のお助けサービス



## 当事者組織の立ち上げ・支援 (59.3%)

- 同じような経験や境遇を持つ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、発信し、支え合っていく組織づくり。
- ひとり親家庭の会、家族介護者の集い、ひきこもりの家族会、障害者の当事者グループ等



## 住民の活動拠点づくり (63.7%)

- 誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり。地区社協等の事務所となっていたり、専任スタッフやボランティアが常駐し、福祉の相談窓口機能等を有している場合もある。
- ボランティアグループや当事者組織、サロン、子ども食堂等の活動場所としても活用。



## 地域福祉を推進する住民組織の支援 (49.1%)

- 住民が主体となって、地域生活課題を把握し、話し合いを行って、必要な活動に取り組む組織づくり。
- 地区社協や校区福祉委員会等の名称で小学校～中学校区域で設置される場合が多い。

## 地域福祉活動計画づくり (74.6%)

- 地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する民間の活動・行動計画。
- 行政による地域福祉計画と連動し、一体的に策定されることも多い。





# 相談支援、権利擁護 ( )内は実施率,全社調べ

## 生活困窮者自立支援

- 自立相談支援事業(41.1%)、家計改善支援事業(24.8%)、就労準備支援事業(15.3%)等を実施
- 独自の小口資金の給付や貸付(30.6%)、食品等の物品支援(64.7%)。

## 公的相談支援事業等

- 地域包括支援センター(29.7%)、基幹相談支援センター(6.1%)等
- 相談支援機関のネットワークづくり、多職種研修会開催

## 生活福祉資金貸付事業

- 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
- 都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が窓口となって実施している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する人への「特例貸付」を実施(貸付件数382.3万件、貸付金額14431.3億円)。

## 日常生活自立支援事業 (基幹的社協数:1,578カ所)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行う。

## 成年後見制度利用促進 のための中核機関(21.6%)

- 成年後見に係る広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の等を実施。
- 成年後見センターの実施(8.8%)や法人後見を受任(31.5%)する社協もある。

## 福祉総合相談・ 専門相談

- 「どこに相談したらよいか分からない」相談も含めて受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ。
- 弁護士、司法書士による法律相談(39.7%)等の専門相談を定期的実施している社協もある。



# ボランティア・市民活動センター（設置社協 79.5%）

ボランティアに関する  
相談、マッチング

ボランティア養成

ボランティアグループ  
やNPO支援

福祉教育

- ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介。
- NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会の創出。
- 企業の社会貢献活動や大学との連携・協働によるボランティア・市民活動の展開。
- 福祉教育として、小中学校、高校の総合学習等との連携により子どもたちの福祉の学びを支援するほか、地域住民への生涯学習として、福祉やボランティアに関する広報啓発、住民が地域の福祉について話し合う住民座談会等の取り組みが行われている。

## 災害対応、被災地・被災者支援



災害ボランティア  
センター

- 災害（地震・風水害など）が発生した際、被災した人たちや地域を支援するために、災害ボランティアセンターを設置。被災者のニーズを把握し、ボランティアをマッチングする。
- 「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、ボランティア活動を通じた被災地・被災者支援のため、様々な支援・調整を行う

生活支援相談員

- 戸別訪問による見守り、相談支援やサロン活動等を通じたコミュニティの再建



## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み



### ①住宅確保要配慮者への相談支援や地域とのつながりづくり

- 社協が実施する既存の事業・活動を通じて、住宅確保要配慮者への相談支援や地域とのつながりづくりを展開

相談・ニーズ  
把握



- 各種相談事業(例:地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立相談支援事業等)を通じたニーズの把握と対応
- 民生委員や地域住民、福祉関係者等との連携によるニーズ把握
- コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ

入居時の支援



- 住まいの課題にとどまらず、生活全体を捉えた包括的な相談・支援(福祉総合相談)
- 制度や福祉サービスへのつなぎ、利用調整

入居後の支援



- 日常生活自立支援事業、法人後見による支援
- 見守り支援(住民による地域福祉活動、新聞・宅配等の事業者との連携)
- 地域の居場所づくり(サロン活動)、地域社会とのつながりづくり
- 被災地における生活支援相談員活動(戸別訪問による見守り、コミュニティの再建支援)

死亡後の対応

- 終活支援(遺言や相続に関する相談、エンディングノート、任意後見等)
- 死後事務委任契約による葬儀や家財処分等

## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み



### ②日常生活自立支援事業における支援

#### 目的

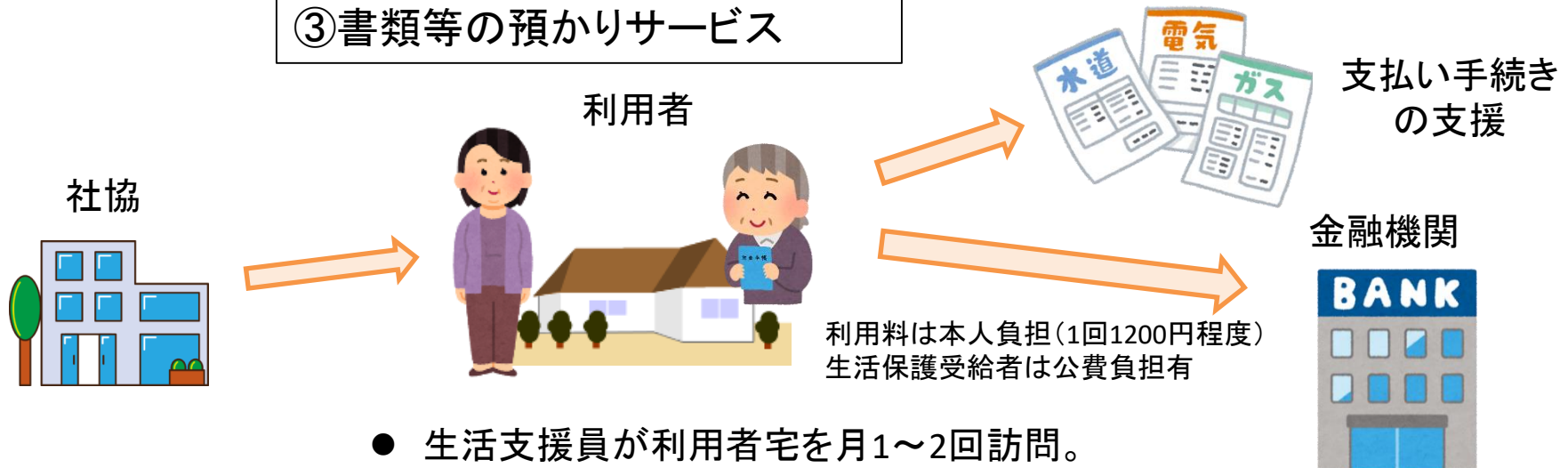
**認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など**判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うもの。※国庫補助事業(国1/2 都道府県・指定都市1/2)

#### 対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人。

#### 援助内容

- ①福祉サービスの利用援助
- ②**日常的金銭管理サービス**
- ③書類等の預かりサービス



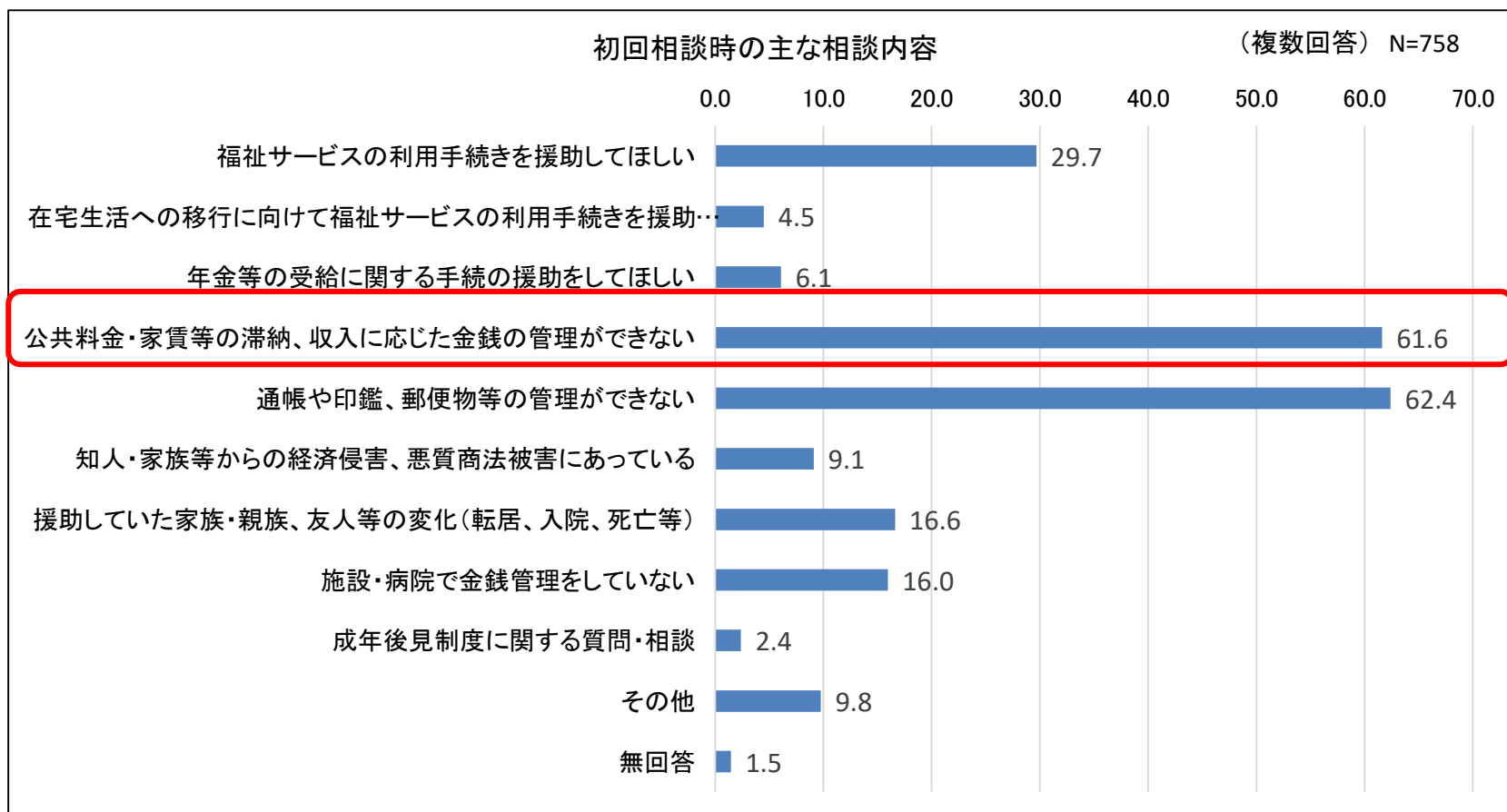
- 生活支援員が利用者宅を月1~2回訪問。
- 預貯金の払い戻し、**家賃や公共料金、福祉サービス利用料等の支払い手続きを支援。**
- **生活の変化を察知し必要な支援につなげる。**

## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み



### ②日常生活自立支援事業における支援

- 日常生活自立支援事業への初回相談時の主な内容(利用動機)については、**約6割のケースで「公共料金・家賃等の滞納、収入に応じた金銭の管理ができない」と回答。**
- 請求書等を本人と一緒に確認し、**計画的な支出を支援することで、安定的な居住の継続につながっている。**

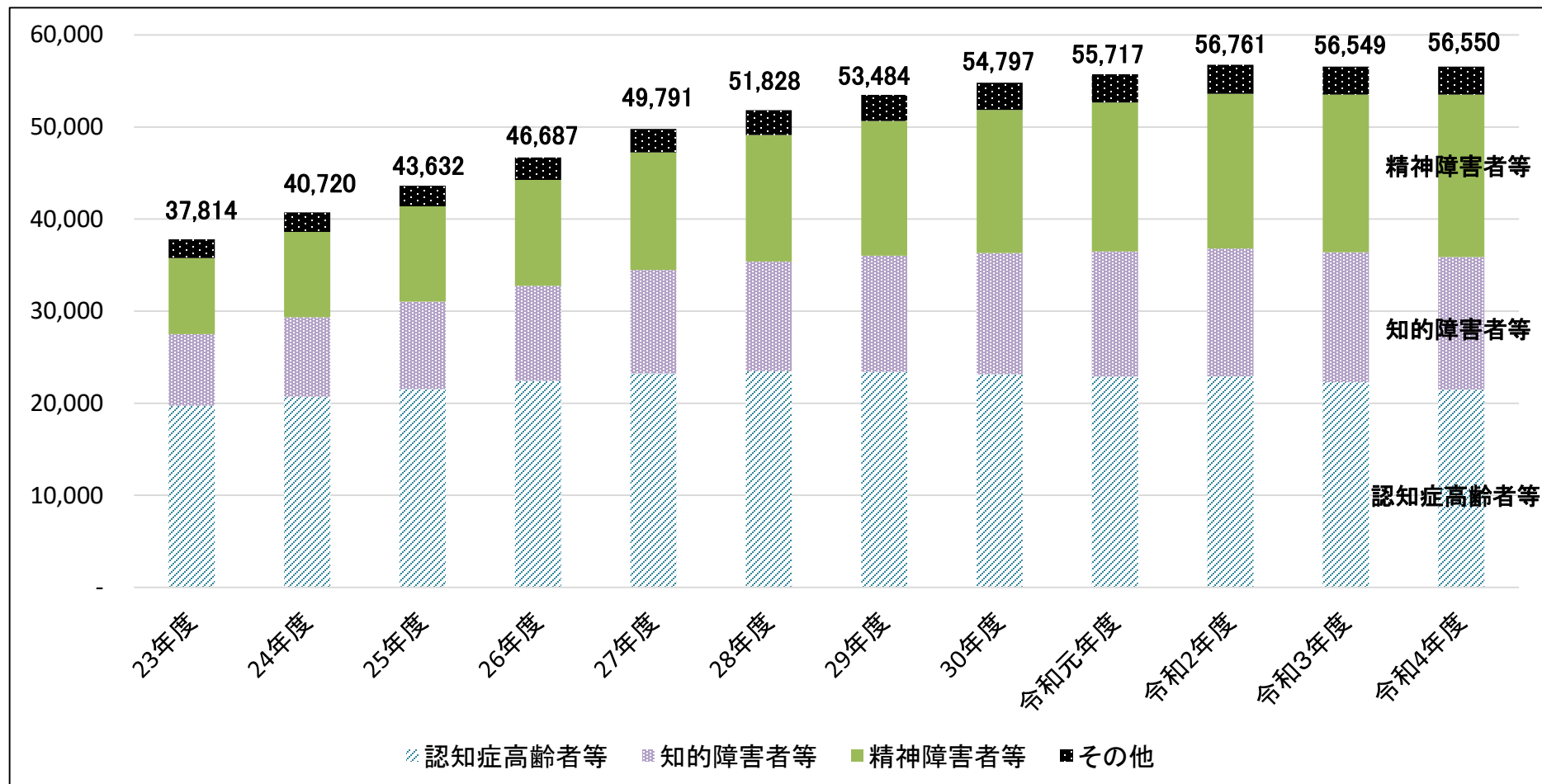


## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み



### ②日常生活自立支援事業における支援

- 令和4年度末時点の実利用者は56,550人となっている。精神障害者の割合が増加傾向。
- 専門員の配置や生活支援員の担い手確保等の課題があり、利用待機者が発生している地域も見られる。



## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み

### ③ 死後事務のサポート

- 頼れる身寄りがない人が増加していることから、本人が亡くなった後の葬儀や家財処分等をサポートする独自事業を一部の社協において実施。
- お元気な時の定期訪問や入院時のサポート(入退院時の付き添い、入院中に必要な物品のお届け、病院の手続きの支援等)も併せて提供(オプション料金有)している場合もある。

#### 福岡市社協



##### 【内容】

社協と死後事務委任契約を締結し、契約した人が亡くなった後にあらかじめ預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分を行う。契約後は社協職員が定期的に連絡・訪問する。

##### 【費用】

入会金:15,000円 年会費:10,000円 預託金:50万円～

残存家財処分:業者見積額

※預託金を準備することが難しい方もいることから、少額短期保険を活用して利用者負担を抑えた「やすらかパック事業」も別途実施している。

#### 高知市社協

これからあんしん  
サポート事業



##### 【内容】

見守りサービス、入院時の支援、判断能力低下後の支援(預託金からの入院費・入所費用の支払い等)、死後事務(葬儀、家財処分等)をパッケージで提供。

##### 【費用】

見守りサービス:6,000円/月 入院時の支援、判断能力低下後の支援:1,500円/1H

預託金:52万円～ ※家財処分費用は別途

## 2. 社会福祉協議会における居住支援の取り組み

### ④ 居住支援法人、居住支援協議会

#### 居住支援法人

北海道・本別町社会福祉協議会  
 青森県・むつ市社会福祉協議会  
 静岡県・菊川市社会福祉協議会  
 長野県・小海町社会福祉協議会  
 愛知県・半田市社会福祉協議会  
 愛知県・稲沢市社会福祉協議会  
 三重県・伊賀市社会福祉協議会  
 大阪府・岸和田市社会福祉協議会  
 島根県・安来市社会福祉協議会  
 広島県・福山市社会福祉協議会  
 福岡県・水巻町社会福祉協議会  
 福岡県・八女市社会福祉協議会

青森県社会福祉協議会  
 長野県社会福祉協議会  
 名古屋市社会福祉協議会  
 香川県社会福祉協議会  
 福岡市社会福祉協議会  
 熊本市社会福祉協議会

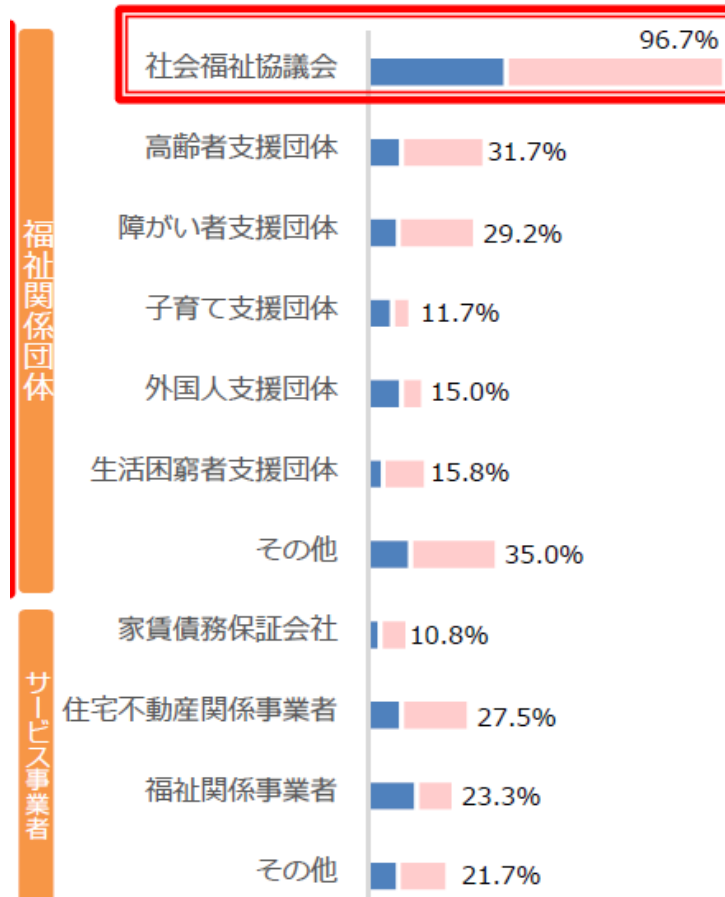
**18力所** (令和5年7月31日現在)

#### 居住支援協議会

ほぼすべての居住支援協議会に社協が参画

居住支援協議会の事務局を担当している社協

■ 都道府県：47協議会 ■ 市区町村：73協議会



**6力所** (令和5年7月31日時点)

- ・旭川市社会福祉協議会
- ・船橋市社会福祉協議会
- ・菊川市社会福祉協議会
- ・岸和田市社会福祉協議会
- ・福岡市社会福祉協議会  
(福岡市住宅計画課との共同事務局)
- ・奄美市社会福祉協議会  
(奄美市プロジェクト推進課との共同事務局)



## 住宅確保要配慮者居住サポート事業 住む住む

- 障害者の地域生活移行にあたって、住まいの確保や入居後の定着が課題になっていたことから、継続的な取り組みの必要性を感じ、社協が居住支援法人の指定（令和5年4月～）を受けた。
- 地域移行する際のチェックリストや大家さん向けパンフレット等の支援ツールを独自に作成。

### 【財源】

居住支援活動等補助：200万円  
自主財源：120万円

### 【職員体制】

1名（臨時職員）  
※居住支援を主に担当。

### 住居確保・移行支援

### 地域定着支援

#### ◎相談受付

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅入居に関する相談に応じます。

#### ◎入居適性の判断・助言

入居に必要な生活スキルを把握し、入居までの手順を整理します。

#### ◎入居に関する情報提供

不動産業者などの入居物件に関する情報提供を行います。

#### ◎利用可能な制度の確認・調整

- ・生活福祉資金貸付
- ・住居確保給付金
- ・地域移行・定着支援
- ・居住サポート
- ・自立生活援助
- ・日常生活自立支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・公営住宅
- ・セーフティネット住宅 など

#### ◎不動産業者への同行支援

物件探しに同行し、契約条件の確認など契約内容の確認を支援します。

#### ◎身元保証・身元引受の確認

家賃保証制度や民間保証会社との手続きなどの利用を支援します。

#### ◎賃貸物件選定の同行支援

賃貸物件の内覧など選定に関する支援をします。

#### ◎賃貸借契約の立会、支援

賃貸借契約の立会などの契約に関する支援をします。



#### ◎定期的な訪問

概ね6か月を目安に、月1回程度の定期訪問を行い、生活上の相談に応じます。



#### 福山市地域福祉貢献活動協議会 一時生活たすけあい事業

#### 「ちょっと住む住む」

緊急的に住居確保が必要な場合に、福山市社会福祉協議会のシェルターで一時的な住居を確保します。



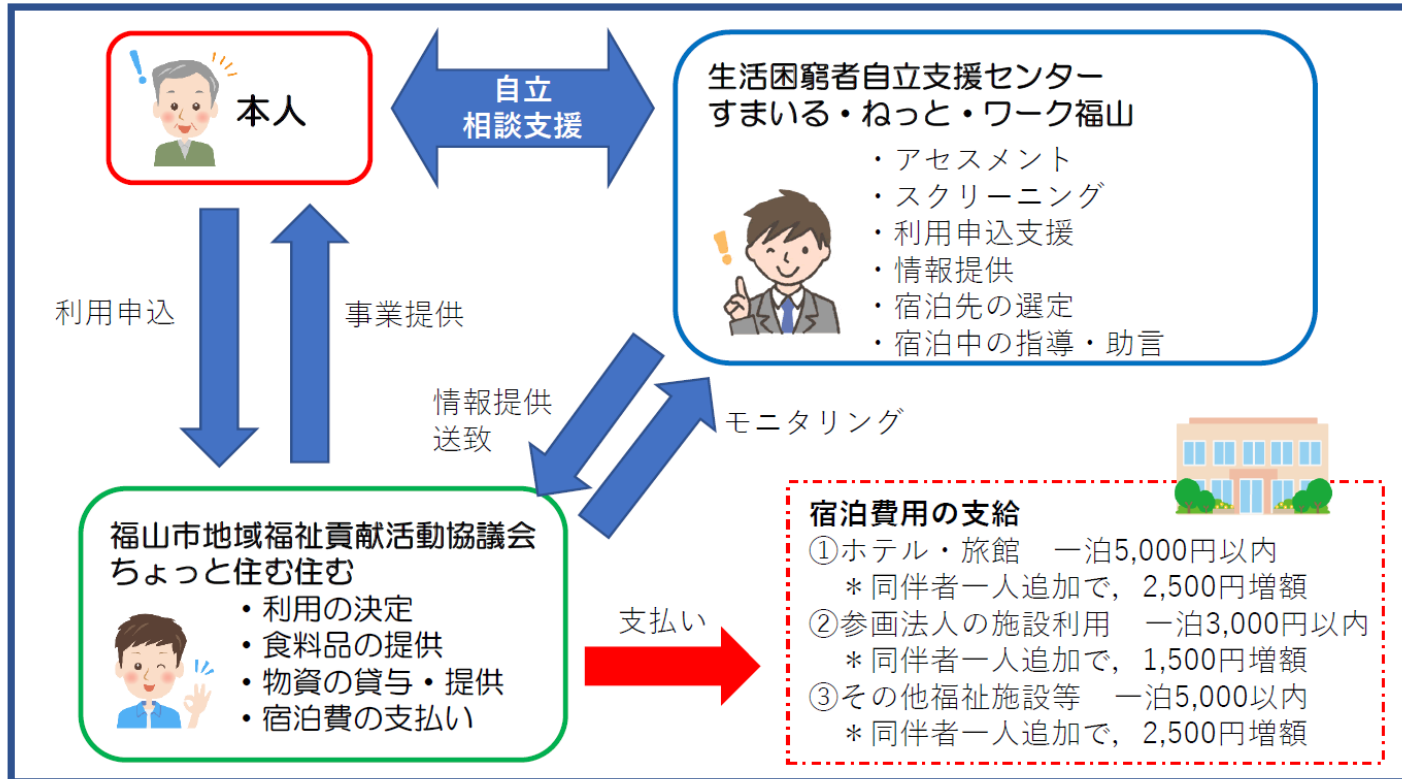
安定した地域生活

☆☆居住支援コーディネーターによる伴走支援

## 一時生活たすけあい事業 ちょっと住む住む

- 社会福祉法人の公益的取組として、住まいを喪失した人に福祉施設の空き室等を提供する「一時生活たすけあい事業 ちょっと住む住む」を実施。
- 社協が事務局を担い、市内の社会福祉法人が参画する「地域福祉貢献活動協議会」の事業として、社会福祉法人の拠出金を財源に展開している。

住まいを持たない生活困窮者等に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食料品の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要な物資の貸与又は提供等により、安定した生活を営めるよう支援する。





## 菊川市社協居住支援事業

- 生活困窮者の相談のなかでアパート入居等の際の身元保証の課題が明らかになり、令和3年度より市社協が居住支援法人の指定を受けた。
- 菊川市では、平成23年度から、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えている世帯等の事例検討の場として、市内の社会福祉法人やNPO法人等が参加する「セーフティネット支援ネットワーク会議」を設置し、社協がコーディネートを担っている。
- 住まいに関するニーズを抱える人についても、ネットワーク会議の機能を活かして、多機関の連携による包括的な支援を行っている。

菊川市における支援調整会議  
+菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議  
(支援会議)



### 【財源】

居住支援活動等補助:232万円  
 自立相談支援事業補助金:510万円  
 その他補助金・自主財源:1,170万円

### 【職員体制】

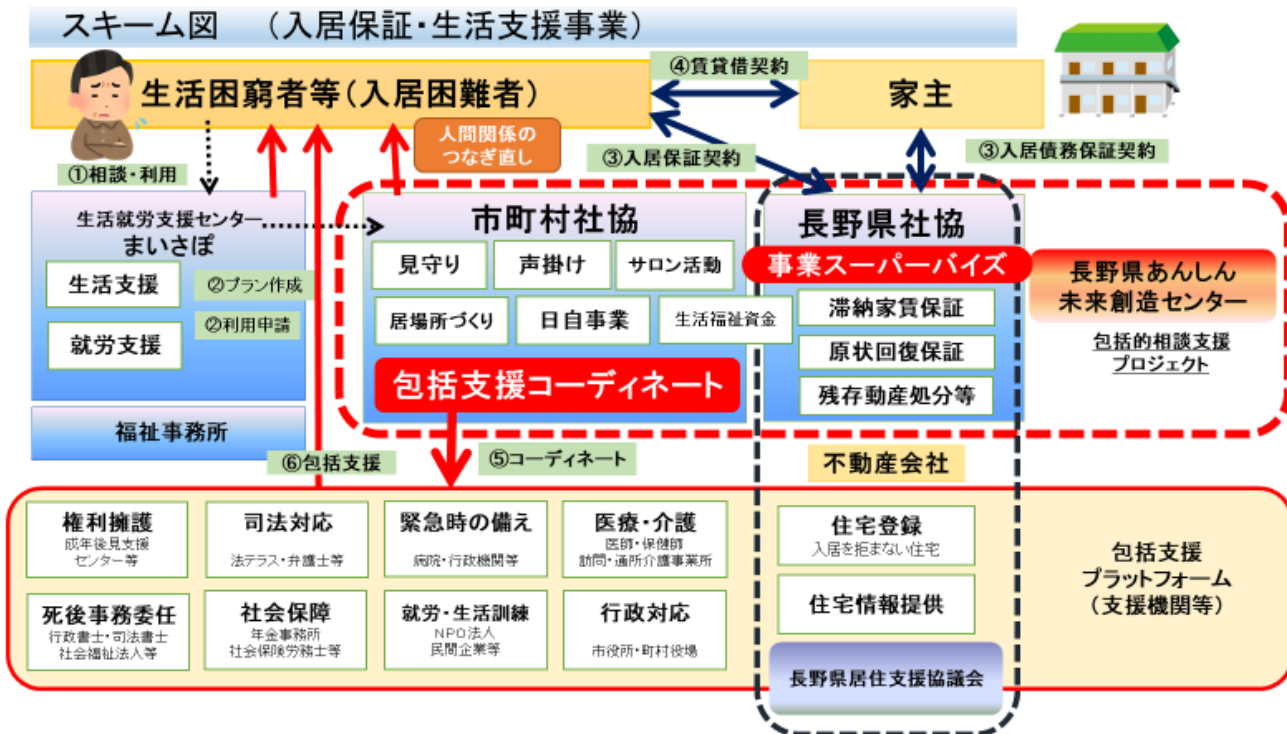
正規職員 4名(兼務)  
 ※他の相談事業等と一体的に実施。



### 3. 取組事例 ③長野県社会福祉協議会

#### 入居保証・生活支援事業

- 生活困窮者自立相談支援機関の相談者を対象に、長野県社協が家主と入居債務保証契約を結び、滞納時の家賃や退去時の原状回復費用の保証を行う。
- あわせて、市町村社協が定期的に声かけや見守りを行うほか、生活状況に応じて他の機関等の支援を包括的にコーディネートしながら生活を支援する。
- 当初は、長野県社協及び市町村社協の拠出金も含めて財源を確保して事業を立ち上げた。現在は利用料を主な財源として実施している。



#### 【実績】

令和4年度新規契約者180件  
 (累計509件、終了者179件、現契約者330件(うち、再契約者66件))

#### 【経費】

令和4年度支出 604,895円  
 (債務保証金額)

### 3. 取組事例 ④福岡市社会福祉協議会

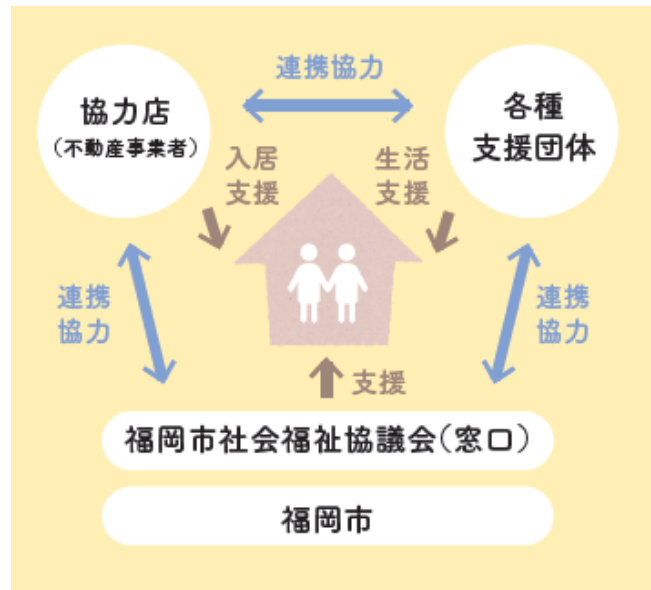
#### 住まいサポートふくおか

#### ※第1回検討会厚労省老健局説明資料にて紹介

- 住み替えでお困りの65歳以上の方や障害のある方を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店(不動産事業者)」やさまざまな生活支援を担う「支援団体」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業。
- 福岡市社協が窓口となり、「協力店」からの物件情報の提供や、入居時や入居後に必要なサービスのコーディネートなどを行う。

令和4年度実績:

- 総相談受付件数 489件  
(高齢者 343件 障がい者146件)
- 賃貸借契約成約件数 103件  
(高齢者 81件 障がい者 22件)



入居後の生活まで見据えて

入居後の多様な支援サービスをコーディネートします。

ご利用者さまの事情に合わせて、本事業に登録された支援団体が民間賃貸住宅への入居中に、見守りや死後事務委任などの支援サービスを提供します。

入居された全ての方に提供されるものではなく、原則として、ご利用者さまがサービス利用契約を締結された場合に提供されます。

|          |                                       |                               |   |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------|---|
| 見守り      | 定期的な安否確認<br>見守りセンサー<br>定期訪問 など        | 死後事務委任                        | 行政への諸手続き<br>関係者への連絡 など                  |
| 緊急時対応    | 通報機器による<br>駆けつけサービス・<br>119番通報 など     | 家財処分                          | 家財回収・処理<br>ハウスクリーニング<br>片付け など          |
| 専門相談     | 弁護士・司法書士・<br>行政書士による<br>各種相談          | 葬儀                            | 納棺<br>火葬 など                             |
| 生活支援サービス | NPOやボランティア<br>等による家事・買い物・<br>外出等の支援   | 埋葬・納骨                         | 永代供養<br>共同墓地等への納骨 など                    |
| 権利擁護     | 成年後見等受任<br>福祉サービスの利用援助<br>日常的な金銭管理 など | 医療・介護・<br>保健サービス等の<br>コーディネート | いきいきセンターふくおか等<br>による、各種サービスの<br>コーディネート |

# 3. 取組事例：社会福祉法人の専門性と経営基盤を活かした支援を展開

## 【居住支援法人の行う業務】

1. 住宅相談など、賃貸住宅への賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
2. 見守りなど要配慮者への生活支援



● 住宅確保要配慮者の方は一人で住居を探すのが困難です



● 住宅確保要配慮者の方と一緒に住宅情報の提供や相談をお受けいたします。



● 住宅確保要配慮者の方と一緒に不動産物件を探すサポートをいたします。

- ✓ 高齢者支援、障害者支援など、自法人の専門性を活かし、相談支援を実施
- ✓ 社会福祉法人が支援に関わることで、不動産会社や大家の理解が得られ、ようやく入居先が決まることもある
- ✓ 社会福祉法人の地域における公益的な取組として実施 安定的・継続的な支援のためには、財源の確保が課題



● 住宅確保要配慮者の方と住居の大家さんとの交渉のサポートをいたします。



● 入居住宅の確定後も住宅確保要配慮者の方の見守りなどの生活支援を行い、大家さんへの安心いただけるお手伝いもさせていただきます。



支援開始前



社会福祉法人の空き部屋等を提供し緊急支援

### 3. 取組事例: ⑤社会福祉法人 こうほうえん(鳥取県)

- 社会福祉法人としての使命を果たすため、地域貢献活動(総合相談・総合支援)の一環として、**住まいに関するあらゆる支援**＝居住支援法人事業を実施

#### 具体的な支援内容

##### ①入居前

- ・円滑な入居の促進に関する情報提供と支援
- ・入居相談
- ・不動産店への同行やコーディネートなどの支援
- ・保証人就任や緊急連絡先登録
- ・引っ越しのお手伝い(電気・水道・ガス等の利用手続きなどの支援)



##### ②入居後

- ・生活の安定及び向上に関する情報提供と支援
- ・生活相談 ・近隣迷惑行為時の対応 ・巡回見守りや安否確認
- ・家計相談 ・ごみ出しのお手伝い ・連絡が取れない場合の連絡
- ・家賃督促の手紙等を確認してもらえない場合の連絡
- ・病気入院時対応、行方不明時の対応、災害事故等緊急時の連絡、警察など事後の対応
- ・家賃滞納時の指導
- ・行政手続きの支援

##### ③退居時

- ・退居や死亡に関する情報の提供と支援
- ・死後事務や葬祭 ・残置物処理 ・警察対応 ・物件の原状回復

※ 上記内容に限らず、必要に応じて可能な限りの支援を実施

### 3. 取組事例: ⑥社会福祉法人 桃林会(大阪府)

- 社会福祉法人の地域貢献事業の一つとして、住宅確保要配慮者に対して賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りを行うことで**在宅にて安住の場を提供**

#### 3つの事業

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援(相談窓口の設置及びマッチングの実施)
- 新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取り組み
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る一元的な情報発信

#### 具体的な支援内容

##### ➤ 入居に関する支援

面談を行い希望に沿った住居を検索、不動産業者との連携を図り速やかな住まいの契約、安住の場を提供

##### ➤ 入居後の支援

- ・行政や関連団体と連携を図り**入居後の安否確認**や**生活相談**にも対応
- ・安否確認としては、**配食サービスの提供、訪問介護サービス、訪問看護サービス**などの**介護保険サービスを提供**。
- ・必要に応じて法人のボランティア団体、地域交流の場など社会参加への橋渡しを実施
- ・就労の必要のある方への支援には、**行政の就労支援と連携**し、就職先の斡旋や社会復帰を目的として**就労訓練事業を実施**

- 入居に関する費用(引っ越し代金、諸費)がない場合は、**社会貢献事業(社会福祉法人の連携・協働による仕組み)**で費用の負担ができるように面談を行い支援します。

## 4. 居住支援の取り組みにおける課題

### 1. 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策

- セーフティネット登録住宅は、家賃が高く、相談者のニーズにマッチしないことが多い。また、すでに入居されている物件の登録も可能であるため、物件があっても新規入居ができない（空いていない）状況がある。登録物件自体も少ないことから、ニーズに合ったセーフティネット住宅の登録促進を図ることが必要。
- バリアフリー住宅に関する情報が少なく、身体障害がある人の住宅確保が課題。
- 公営住宅について、自治体によっては保証人を求めないところがある一方で、高齢者等で保証人の確保が難しい場合にも免除しない自治体もある。保証人が確保できないために入居できないという事態が起きないように、保証人の取り扱いの見直しを進めることが必要。
- 転居費用（引っ越し代、敷金・礼金、引っ越しに伴う廃棄物の処分代等）が準備できず、引っ越しができない場合の対応。
- 養護老人ホーム、保護施設等の措置控えの解消（国による地方自治体への適切な指導）。緊急性ある場合の一時入所事業等、福祉施設の積極的な活用。

## 4. 居住支援の取り組みにおける課題

### 2. 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策

- 居住支援法人について知られていない実情があることから、制度に関するさらなる周知が必要。とくに貸主(大家)の理解促進が重要。
- 住まいに関わる相談窓口の明確化を図ることが必要。また、住まい以外にも複合的な課題を抱えている場合が多いことから、自治体には、多機関の連携による支援の体制(包括的な支援体制)を構築することが求められる。
- 居住支援に関するニーズを共有し、課題解決に取り組むため、行政の庁内連携(福祉部局内での連携、福祉部局と住宅部局)の一層の推進が必要。
- 行政の住宅部局、福祉部局、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉協議会等との連携強化のため、市町村における居住支援協議会の設置促進(義務化も含めた検討)が重要。

### 3. 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方

- 居住支援法人への補助額について、現行では、専任で職員を置くことはできない状態。入居後の生活支援も含めて充実させていくためには居住支援法人への補助を拡大する必要がある。
- 日常生活自立支援事業による金銭管理支援サービスは、安定的に住み続けるための支援において有効であり、同事業の体制強化に向けた財源確保が必要。
- 入居後の生活を支えるため、地域住民とも連携した見守り支援、サロン活動等の展開が重要。こうした地域づくりを推進する社協職員の人員拡充と必要な予算の確保が課題。



## 4. 居住支援の取り組みにおける課題

### 4. 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

- 病院への緊急搬送への同行、24時間365日体制など、緊急連絡先として対応する範囲をどのように考えるかが課題。
- 保証人がいなかったり、家賃保証会社の審査に通らないことにより、入居先の確保が困難なケースがある。生活困窮者に家賃債務保証を提供する独自事業を実施している社協（例：長野県社協、島根県社協）もあるが、一部にとどまっている。誰もが安心して利用できる家賃債務保証の仕組みづくりを進める必要がある。
- 死後事務のサポートを行っている社協も一部あるが、全国的に広げていくためには人員配置の財源確保や法律専門職との連携体制が必要。
- 今後、身寄りのない人や親族と疎遠な人が増加することが予測されるなかで、賃貸住宅の残置物問題にとどまらず身寄りのない人の死亡後の手続きに関する法整備が求められる。